

福祉バスの使用について

社会福祉課

1 運行目的等

- (1) 福祉の推進を図るため、高齢者、障害者、ひとり親等の社会福祉団体に対し、年間1団体2回を限度に無料で貸し出しをします。
- (2) 使用目的は視察、研修等とします。
※ 観光の場合は使用できません。

2 使用の範囲

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの期間は使用できません。
- (2) 使用時間は午前8時（出庫）から午後7時（入庫）までです。

3 使用の申込み

- (1) 「福祉バス使用申込書」を、使用する日の20日前までに社会福祉課に提出してください。
- (2) 予約受付は6か月前からです。裏面を参照してください。
※ 市の行事等での使用を優先します。

4 運行の範囲

距離の制限はありませんが、使用時間内に十分余裕をもって往復できる範囲としてください。（宿泊を伴う場合は使用できません）

5 福祉バスについて

大型バス（46人乗り）、マイクロバス（22人乗り）のどちらか一方のバスが使用できます。申込みの際に申し出てください。

6 その他

- (1) 気象条件等により、危険が生じるおそれのある場合は、運行できないことがあります。
- (2) 車内での飲酒及び食事、喫煙又は運転に支障を来たす行為はしないでください。
- (3) 必ず、事前にバスの駐車場を確保をしてください。
- (4) 有料道路通行料金及び駐車場料金等は使用団体の負担となります。



